

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 30 日

各都道府県・市区町村衛生主管部(局)
各都道府県・市区町村民生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

ホームレス等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の周知等について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和 2 年 12 月 17 日付け健発 1217 第 4 号厚生労働省健康局長通知）の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししています。

当該手引きにおいて、各自治体は接種対象者への新型コロナ予防接種に係る周知・啓発を行うこととしておりますが、居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方（以下「ホームレス等」という。）については、定まった住居を持たないこと等を理由に周知が行き届かない場合があることを踏まえ、ホームレス等への接種に当たって特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお示しします。

各自治体におかれては、衛生主管部局及び民生主管部局が連携して、ホームレス支援団体等の協力も仰ぎながら、ホームレス等に対し新型コロナ予防接種に係る周知を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. ホームレス等に対する周知等について

新型コロナ予防接種の接種券は、接種対象者が住民登録されている市町村（特別区を含む。以下同じ。）が発行し、当該接種対象者に送付するところ、ホームレス等については接種券が手元に届かないことが考えられます。また、各自治体がホームページ等を通じて行う新型コロナ予防接種に係る情報提供について、ホームレス等がアクセスすることが難しいことも想定されます。

各市町村においては、域内におけるホームレス等の生活実態を踏まえ、必要に応じて、下記の観点からホームレス等への周知等を図り、接種を希望する方に対して適切に接種が行われるよう、ご対応方よろしくお願いいたします（（1）、（2）及び（5）については主に民生主管部局に、（3）及び（4）については主に衛生主管部局に対応いただきたい事項です。）。

- (1) 生活困窮者自立支援制度主管部局において、巡回相談時等の機会を捉えて、ホームレス等の起居場所等を訪ねて周知を行う、住居喪失者等が相談窓口に来所した際に周知を行うなど、可能な範囲で新型コロナ予防接種に係る周知にご協力いただきたいこと。
- (2) 上記(1)の周知を行う際、ホームレス等が接種を希望する場合には、起居場所等の市町村の窓口にご相談するよう、あわせて案内いただきたいこと。
- (3) ホームレス等が市町村の新型コロナ予防接種の担当窓口に来所し、新型コロナ予防接種を希望する旨の申し出があった場合は、当該者の住民登録の有無の確認を行うとともに、住民票所在地の市町村に対して申請等を行い、接種券の再発行を受けるよう調整すること。
- (4) いずれの市町村においても住民登録がなされていない方又は上記(3)において住民票所在地の市町村から接種券の再発行を受けることができないやむを得ない事情がある方等については、相談を受けた市町村において接種券の発行を行うこと(なお、接種券については、ホームレス等に接種実施日より前に送付することが難しい場合などにおいては、接種会場で配布を行うことも考えられます)。
- (5) ホームレス等に対し、必要に応じて、ホームレス支援団体等とも連携して、新型コロナ予防接種に係る所要の手続の援助を行うこと。

2. 自立支援センター等の入所者への対応について

自立支援センターやシェルターに一時的に入所している方に対しても、上記1と同様、生活困窮者自立支援制度主管部局は可能な範囲で新型コロナ予防接種に係る周知にご協力いただきますようお願いいたします。なお、当該入所者が接種を希望する場合には、予防接種担当部局は生活困窮者自立支援制度主管部局及びホームレス支援団体等と連携して、施設ごとに接種希望者をとりまとめて接種券の発行を行うことや、巡回接種により施設内で接種を行うことなどが考えられます。

3. 周知に用いる資料について

新型コロナ予防接種に係るホームレス等に対する周知においては、各自治体が作成する資料(広報誌等)や、接種券に同封する事業案内等を活用してください。そのほか、新型コロナ予防接種(接種対象者、使用するワクチン及び接種を受けるに当たって注意すべき事項等)について簡潔かつわかりやすくまとめた資料を別途作成すること等についてもご検討ください。

以上